

国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則 平成 16 年 4 月 7 日 16 経教 細則第 6 号</p> <p>第 1 条～第 2 条 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 広報・国際担当副学長</p> <p>二 共生科学技術研究院、工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教育研究評議員を兼ねる副部長 各 1 人</p> <p>三 連合農学研究から選出された本学の教員 1 人</p> <p>四 大学教育センターから選出された教員 1 人</p> <p>五 産官学連携・知的財産センターから選出された教員 1 人</p> <p>六 大学情報委員会副委員長</p> <p>七 工学府広報・社会貢献委員会委員長、農学府広報・社会貢献委員会委員長、共生科学技術研究院及び生物システム応用科学府から選出された広報・社会貢献担当教員 各 1 人</p> <p>八 総括本部長</p> <p>九 その他第 4 条に規定する委員長が必要と認めた者</p> <p>第 4 条～第 7 条 省略</p> <p>(小委員会)</p> <p>第 8 条 委員会に、次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。</p> <p>一 学生募集改革委員会</p>	<p>第 1 条～第 2 条 省略(現行どおり)</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 広報・国際担当副学長</p> <p>二 農学研究院、工学研究院、工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教育研究評議員を兼ねる副部長 各 1 人</p> <p>三 連合農学研究から選出された本学の教員 1 人</p> <p>四 大学教育センターから選出された教員 1 人</p> <p>五 産官学連携・知的財産センターから選出された教員 1 人</p> <p>六 大学情報委員会副委員長</p> <p>七 工学府・工学部広報・社会貢献委員会委員長、農学府・農学部広報・社会貢献委員会委員長、工学研究院、農学研究院及び生物システム応用科学府から選出された広報・社会貢献担当教員 各 1 人</p> <p>八 総括本部長</p> <p>九 その他第 4 条に規定する委員長が必要と認めた者</p> <p>第 4 条～第 7 条 省略(現行どおり)</p> <p>(小委員会)</p> <p>第 8 条 委員会に、次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。</p> <p>一 学生募集改革委員会</p>	

<p>二 史料編纂小委員会 三 その他委員会が必要と認める小委員会</p> <p>2 省略 3 小委員会の委員構成及び所掌事項は、別表のとおりとし、委員会がこれを定める。 4 省略</p> <p>第9条～第12条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>小委員会名称</th> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学生募集改革委員会</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>史料編纂小委員会</td> <td>・広報・社会貢献委員会副委員長 ・共生科学技術研究院、工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教員 各1人 ・その他小委員会が必要と認めた者</td> <td>・記念史の刊行に関すること。 ・その他必要な事項</td> </tr> </tbody> </table>	小委員会名称	委員構成	所掌事項	学生募集改革委員会	省略	省略	史料編纂小委員会	・広報・社会貢献委員会副委員長 ・共生科学技術研究院、工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教員 各1人 ・その他小委員会が必要と認めた者	・記念史の刊行に関すること。 ・その他必要な事項	<p>二 史料編纂小委員会 三 その他委員会が必要と認める小委員会</p> <p>2 省略（現行どおり） 3 小委員会の委員構成及び所掌事項は、別表のとおりとし、委員会がこれを定める。 4 省略（現行どおり）</p> <p>第9条～第12条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>小委員会名称</th> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学生募集改革委員会</td> <td>省略（現行どおり）</td> <td>省略（現行どおり）</td> </tr> <tr> <td>史料編纂小委員会</td> <td>・広報・社会貢献委員会副委員長 ・農学研究院、工学研究院、工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教員 各1人 ・その他小委員会が必要と認めた者</td> <td>・記念史の刊行に関すること。 ・その他必要な事項</td> </tr> </tbody> </table>	小委員会名称	委員構成	所掌事項	学生募集改革委員会	省略（現行どおり）	省略（現行どおり）	史料編纂小委員会	・広報・社会貢献委員会副委員長 ・農学研究院、工学研究院、工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教員 各1人 ・その他小委員会が必要と認めた者	・記念史の刊行に関すること。 ・その他必要な事項	
小委員会名称	委員構成	所掌事項																		
学生募集改革委員会	省略	省略																		
史料編纂小委員会	・広報・社会貢献委員会副委員長 ・共生科学技術研究院、工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教員 各1人 ・その他小委員会が必要と認めた者	・記念史の刊行に関すること。 ・その他必要な事項																		
小委員会名称	委員構成	所掌事項																		
学生募集改革委員会	省略（現行どおり）	省略（現行どおり）																		
史料編纂小委員会	・広報・社会貢献委員会副委員長 ・農学研究院、工学研究院、工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教員 各1人 ・その他小委員会が必要と認めた者	・記念史の刊行に関すること。 ・その他必要な事項																		

附 則（22細則第6号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。